

【一日】介護予防通所リハビリテーション利用料金表

2019年10月1日

所要時間6時間以上7時間未満

1. 基本料金表（共通の利用料）

(円)

○負担割合 1割

	要支援1	要支援2
介護保険負担額	1,911	4,034
運動機能向上加算	250	250
リハビリテーションマネジメント加算(1)	367	367
サービス提供体制強化加算	54	107
介護職員処遇改善加算(月額)	122	224
介護職員特定処遇改善加算(月額)	44	81
合計(1月につき)	2,748	5,063
食費負担額	700	700
日用品費※1	110	110
教養娯楽費※2	100	100
月額(8日)※3	10,028	12,343

○負担割合 2割

	要支援1	要支援2
介護保険負担額	3,821	8,068
運動機能向上加算	500	500
リハビリテーションマネジメント加算(1)	734	734
サービス提供体制強化加算	107	214
介護職員処遇改善加算(月額)	241	448
介護職員特定処遇改善加算(月額)	88	162
合計(1月につき)	5,491	10,126
食費負担額	700	700
日用品費※1	110	110
教養娯楽費※2	100	100
月額(8日)※3	12,771	17,406

○負担割合 3割

	要支援1	要支援2
介護保険負担額	5,731	12,102
運動機能向上加算	750	750
リハビリテーションマネジメント加算(1)	1,101	1,101
サービス提供体制強化加算	160	320
介護職員処遇改善加算(月額)	363	671
介護職員特定処遇改善加算(月額)	132	243
合計(1月につき)	8,237	15,187
食費負担額	700	700
日用品費※1	110	110
教養娯楽費※2	100	100
月額(8日)※3	15,517	22,467

2. 加算利用料（お客様の状況・要望に応じて加算する利用料）

(円)

費目	金額	内容
栄養改善加算※4	167円/月	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。
栄養スクリーニング加算 ※5	6円/月	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士などへの相談提言を含む。）を介護支援専門員に文章で共有した場合。
おむつ代(1枚)	51円	尿取りパット
	102円	紙おむつ
	152円	紙パンツ

※注意事項（必ずお読みください）

- 日用品費は、下記の内容となります。お申込されない場合は、ご用意いただけます。
日用品費内容：保湿液・紙コップ・綿棒・使い捨て用おしぼり
- 教養娯楽費は、お客様の日常のレクリエーションに必要な費用として下記の内容になりますので、ご理解ご契約くださいますようお願い申し上げます。
教養娯楽費内容：工作用具、折り紙、画用紙、ちぎり絵等に係る材料費並びに遊具費用等
- 月額は、週2回のご利用、月計8回のご利用回数を基に計算しております。(あくまでも目安の金額です。)
- 栄養改善加算は、3ヶ月以内の期間に限り、算定しております。
- 栄養スクリーニング加算は、6か月に1回を限度となります。

★その他通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用はお客様のご負担となります。

★領収書は大切に保管ください。介護保険負担金は、高額介護サービス費と医療費控除の対象となります。再発行は原則致しません。発行する場合は、発行手数料がかかります。

